

The page features a decorative design with three blue circles of varying sizes, each composed of concentric circles in different shades of blue. Two thin blue lines intersect at the top left, forming a large 'V' shape that frames the circles. A large blue circle is partially cut off by the bottom right corner of the page.

学校いじめ防止基本方針

いじめを生まない、許さない集団に

全ての生徒が安心して学校生活を送り、自分の良さを発揮し、様々な活動に意欲的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなようにすることを狙いとした防止の取組を行う。

山梨市立笛川中学校

2022/04/01

学校いじめ防止基本方針

山梨市立笛川中学校

平成26年 3月 3日策定

平成30年2月 5日改正

令和 4年 4月 1日確認

1 いじめ防止に関する基本理念

本校は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、一人一人が安心して自分の良さを発揮し、様々な活動に意欲的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることをねらいとした防止の取り組みを行う。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらも傍観することがないように、いじめは絶対に許されない行為であるということを生徒が十分に理解できる教育に努める。さらに、校内の組織体制を確立するとともに、山梨市教育委員会をはじめ、家庭、地域住人、関係機関との連携を深め、いじめの根絶に努める。

2 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

本校では全ての職員が「いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

「いじめ」とは、「当該児童（生徒）と一定の人的関係にある他の児童（生徒）等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童（生徒）等が心身の苦痛を感じているものをいう。

以下、補足説明である。（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）並びにいじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）より抜粋

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

いじめ防止のための基本姿勢として、次の点を心掛ける。

- ① いじめを許さない、見過ごさない教職員の姿勢を示し、その雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人一人の自尊感情を高め、他への思いやりと社会性を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のため、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保証するとともに、必要に応じて学校内だけでなく関係機関や専門家と連携して解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事前防止、事後指導にあたる。

3 いじめの未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を重視する。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることもいじめに加担することにつながることを知らしめる。

また、ネットいじめ等を防止するための情報の収集や教職員の研修の充実を図るとともに、保護者にも学習の場を設けるなど、その啓発につとめる。

未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することによりいじめに正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

さらに、発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

- ① いじめゼロを目指した生徒会活動を推進する。
- ② 関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に伝えようとする心情を高める体験活動を推進する。
- ③ 学校行事や縦割り活動での異学年交流等、集団活動の充実を図り、心と心の連携を図る。
- ④ 道徳教育を充実させ、規範意識や思いやりの心を育て、学級に正義感を培う。

(2) 自尊感情を育む教育活動の推進

- ① 一人一人が活躍できる学習活動
 - ・生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - ・生徒が主体的に取り組める学習活動の工夫
- ② 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成
年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。
- ③ 人とつながる喜びを味わう体験活動
友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

(3) いじめ防止対策にかかわる研修・学習の場の充実

- ① 教職員の積極的な研修等への参加
研修等に参加し、教職員の児童理解、情報モラルに関する指導の力量の向上を図る。
- ② 保護者へのいじめ防止に関する意識の啓発
PTAを対象とした学習会や懇談等の機会を活用し、生徒の携帯電話等の利用の在り方やネット等の危険性やリスクに関する情報を提供し、いじめ防止につなげる。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための手立て

① 全教職員での生徒の観察

- ・「いじめはどの学級、どの子供にも起こりうるものである。」という基本認識を共有し、全ての教職員が生徒の様子を見守り、生徒の小さな変化を見逃さない姿勢で日常的な観察を丁寧に行う。また、おかしいと感じた生徒がいる場合には生徒指導委員会等の場において情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

定期的な実態調査

- ・HQ-Uテストや年2回の山梨市子供アンケート、学校評価の子供アンケートなどを活用し生徒の悩みや人間関係を把握する。
- ・11月に教育相談月間を設け、生徒一人一人と担任教師が懇談を行い、悩み事の相談などを受け、生徒理解を深める。

② 相談体制の充実

- ・担任以外にも相談できる養護教諭を中心とした「心の相談室」を設け、教育相談活動を充実させる。生徒の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、早期発見を図る。
- ・部活動休養日を設定するなど教職員の業務の見直しを行い、いじめに係る相談等に応じる時間を一層確保する。

(2) いじめの早期解決の対応

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 被害生徒並びに加害生徒の保護者との面談を行い、事実関係や経過を確認し、「いじめは絶対に許されない」との共通認識の下に学校の指導方針を知らせる。同時に、家庭でのフォローを依頼する。傍観者の立場にいる生徒たちにもいじているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。また、加害生徒の抱えている悩みに寄り添う際にもS・C等に相談し、適切な事後指導に努める。
- ⑥ いじめが起きた学級集団については、全教職員での支援体制を確立する。生徒の心のケアを進めると共に、安心・安全・安定した集団をめざした取組を行う。
- ⑦ インターネット上でのいじめなどについて、情報モラル教育に努める。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対策

- ① インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討する。
- ② 児童生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を促す。
- ③ インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。

(4) 新型コロナウイルス感染症等に係る風評被害等への対策

- ① 感染者や濃厚接触者、また懸命に治療にあたっている医療従事者の方やその家族に対して、差別・偏見・誹謗中傷・いじめなどが起きることのないよう、関係機関と連携し、指導・教育を行う。
- ② 生徒や保護者が新型コロナウイルス感染症に係る正しい情報を得られ、家庭でも対策ができるよう、組織的な指導・支援を行う。

(5) いじめに対する措置

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

- ◆ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合は、山梨市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署（日下部警察署）と相談する。
- ◆ いじめが「重大な事態」と判断された場合は、市教委に報告すると共に、市教委からの指示に従って必要な対応を行う。

(6) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① 家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
- ② 学校や家庭にはなかなか話することができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内組織

① 「生徒指導委員会」

月1回全教職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

② 「いじめ防止対策校内委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任、SC、SSWによるいじめ防止対策委員会を設置する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織（重大事案対応）

重大かつ緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により敏速に対応・支援体制をつくり対処する。また、状況によってはいじめ防止対策委員会を中心に、市教委職員、学校評議員等を含む「特別生徒指導委員会」を開催し敏速な対応を行う。

(3) 重大事態への対処

① 学校による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により適切に対応する。

② 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき

児童生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

③ 調査を行う組織

いじめの防止等の対策のための組織又は教育委員会が設置した附属機関において調査を行う。重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から設置しておくことが望ましい。また、公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、教育委員会に設置される附属機関を調査を行うための組織とすることも考えられる。

(4) いじめられた児童生徒が自殺した場合の対応

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、その在り方について以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- ・ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であつて、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

6 いじめ防止指導計画

令和4年度 いじめを生まないための指導計画

月	目 標	指 導 事 項	教育相談
4	学校生活のきまりを理解し楽しく学習できる環境作り	<ul style="list-style-type: none"> * 学校生活のきまりの確認（服装・時間・挨拶） * 集団のなかでの責任と協力（係選出、組織作り、当番活動） * 登下校の安全 * 集団行動 * スクールバスへの乗車指導 	学級開き 教育相談 学習相談
5	自他を尊重する態度の育成 けじめのある集団行動	<ul style="list-style-type: none"> * 望ましい人間関係の育成（学校生活、特に部活動における先輩後輩の関係） * 集会の態度（集合、話の聞き方） * 生活時間の徹底（下校時間、週番活動） * 部活動のきまり * 衣替えの指導 	適応相談
6	清掃の徹底 校舎内外の安全	<ul style="list-style-type: none"> * 夏服の指導 * 清掃の徹底 * 梅雨期の健康（給食衣の着用の徹底） * 校舎内での過ごし方 * 総合体育大会への参加 	適応相談 学習相談
7	一学期の反省 有意義な夏休みにするための計画	<ul style="list-style-type: none"> * けじめのある生活 * 一学期の反省（学級での反省） * 夏休みの生活（生活設計、事前指導） 	三者懇談 学習相談 適応相談
8	心身共に健康な夏休み	* 夏休みの安全指導	家庭訪問(必要に応じて)
9	協力し合う学級 学園祭の成功	<ul style="list-style-type: none"> * 学級内での協力（班、係活動） * 学園祭への取り組み（各自の責任と分担） * 冬服の事前指導 	適応相談
10	けじめのある学校生活 学習環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> * きまりを守ることの意義 * 授業中の態度 * 冬服の指導 * 教室内の整備（用具の点検、掲示物） * 新人戦への取り組み指導 	適応相談 学習相談
11	落ち着いた生活 意欲的な学習	<ul style="list-style-type: none"> * 生活の規律（あいさつと言葉遣い、生活時間、不要物） * 家庭学習の計画 * 生徒会への取り組みと指導 	教育相談 強調月間
12	二学期の反省 冬の健康と安全 計画的な学習	<ul style="list-style-type: none"> * 健康な生活（風邪の予防、身体を鍛える） * 暖房機の使い方 * 学習の仕方（学習計画、三者懇談） * 二学期の反省（仕事と責任） * 冬休みの事前指導 	三者懇談 進路相談（3年） 適応相談
1	規則正しい生活	<ul style="list-style-type: none"> * 正しい服装とけじめのある生活（服装、遅刻） * 学級での協力（班、係活動の見直し） * 冬の生活（教室での過ごし方） 	適応相談
2	充実した学校生活	<ul style="list-style-type: none"> * 1～3年間の学校生活や学習のまとめ * 時間のけじめ（チャイム席、遅刻） * 年度最後の生徒総会、生徒会における「3年生を送る会」の取り組み 	適応相談
3	有終の美を飾る 一年間の反省	<ul style="list-style-type: none"> * 卒業期事故の防止（真剣な授業、卒業する心構え、生活のきまり、1・2年生とのトラブル） * 学校を愛する心や友情・敬愛の念を深める * 清掃・美化活動の徹底 * 反省と次年度の目標 	適応相談 学習相談

令和4年度いじめを生まないための指導計画

月	目 標	指 導 事 項	教育相談
4	学校生活のきまりを理解し楽しく学習できる環境作り	<ul style="list-style-type: none"> * 学校生活のきまりの確認（服装・時間・挨拶） * 集団のなかでの責任と協力（係の選出、組織作り、当番活動） * 登下校の安全 * 集団行動 * スクールバスへの乗車指導 	学級開き 家庭訪問 学習相談
5	自他を尊重する態度の育成 けじめのある集団行動	<ul style="list-style-type: none"> * 望ましい人間関係の育成（学校生活、特に部活動における先輩後輩の関係） * 集会の態度（集合、話の聞き方） * 生活時間の徹底（下校時間、週番活動） * 部活動のきまり 	適応相談
6	清掃の徹底 校舎内外の安全	<ul style="list-style-type: none"> * 夏服の指導 * 清掃の徹底 * 梅雨期の健康（給食衣の着用の徹底） * 校舎内での過ごし方 * 総合体育大会への参加 	適応相談 学習相談
7	一学期の反省 有意義な夏休みにするための計画	<ul style="list-style-type: none"> * けじめのある生活 * 一学期の反省（学級での反省） * 夏休みの生活（生活設計、事前指導） 	三者懇談 学習相談 適応相談
8	心身ともに健康な夏休み	<ul style="list-style-type: none"> * 夏休みの安全指導 	家庭訪問（必要に応じて）
9	協力し合う学級 学園祭の成功	<ul style="list-style-type: none"> * 学級内での協力（班、係活動） * 学園祭への取り組み（各自の責任と分担） * 冬服の事前指導 	適応相談
10	けじめのある学校生活 学習環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> * きまりを守ることの意義 * 授業中の態度 * 冬服の指導 * 教室内の整備（用具の点検、掲示物） 	適応相談 学習相談
11	落ち着いた生活 意欲的な学習	<ul style="list-style-type: none"> * 生活の規律（あいさつと言葉遣い、生活時間、不要物） * 家庭学習の計画 * 生徒会への取り組みと指導 	教育相談 強調月間
12	二学期の反省 冬の健康と安全 計画的な学習	<ul style="list-style-type: none"> * 健康な生活（風邪の予防、身体を鍛える） * 暖房機の使い方 * 学習の仕方（学習計画、三者懇談） * 二学期の反省（仕事と責任） * 冬休みの事前指導 	三者懇談 進路相談（3年） 適応相談
1	規則正しい生活	<ul style="list-style-type: none"> * 正しい服装とけじめのある生活（服装、遅刻） * 学級での協力（班、係活動の見直し） * 冬の生活（教室での過ごし方） 	適応相談
2	充実した学校生活	<ul style="list-style-type: none"> * 1～3年間の学校生活や学習のまとめ * 時間のけじめ（チャイム席、遅刻） * 年度最後の生徒総会、生徒会における「3年生を送る会」の取り組み 	適応相談
3	有終の美を飾る 一年間の反省	<ul style="list-style-type: none"> * 卒業期事故の防止（真剣な授業、卒業する心構え、生活のきまり、1・2年生とのトラブル） * 学校を愛する心や友情・敬愛の念を深める * 清掃・美化活動の徹底 * 反省と次年度の目標 	適応相談 学習相談

